

優良派遣事業者認定制度について

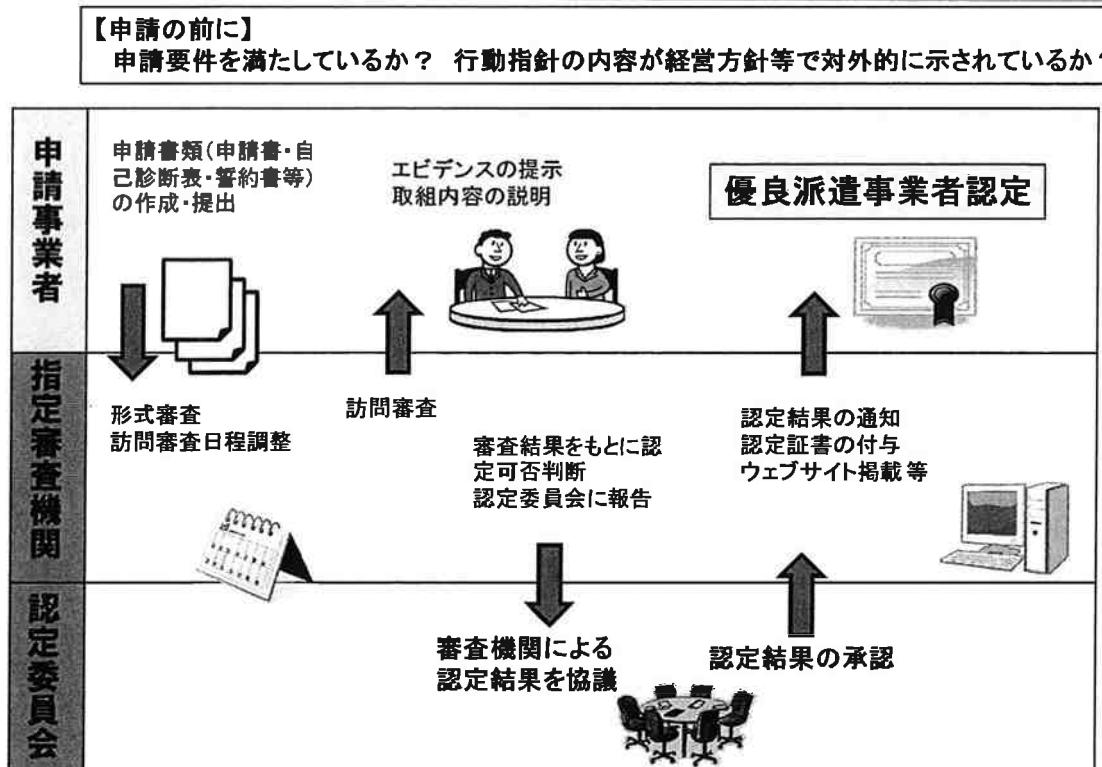
2014年6月5日

一般社団法人 人材サービス産業協議会

(C)2014 Japan Association of Human Resource Services Industry All Rights Reserved.

1

申請から認定まで（想定されるプロセス）



■派遣社員のキャリア形成と待遇改善の取り組みに関する基準より抜粋

①キャリア・コンサルティング

- a) 内勤社員がキャリア・コンサルティング資格を取得することを奨励していること
- b) 派遣社員の能力開発やキャリア形成に関するコンサルティングの仕組みがあり、利用の仕方を説明していること
- c) 派遣社員に対し、能力開発やキャリア形成に関するコンサルティングやアドバイスを適切な時期に行っていること

②派遣社員の適性判断

- a) 派遣社員の仕事に対する適性を面接・試験等を通して把握・記録していること

③派遣社員の就業評価

- a) 派遣社員から、適切な時期に職務状況や技能向上に関する情報を収集していること
- b) 派遣先から、適切な時期に派遣社員の就業に対する姿勢や技能に関する情報を収集していること
- c) 派遣社員の適性・能力・希望を記録し、それらを内勤社員が共有できること
- d) 派遣社員の就業に対する姿勢や技能を評価する基準を設けていること
- e) 派遣社員に対して、就業に対する姿勢や技能についての評価を適切な時期にフィードバックしていること

④キャリア形成に配慮した仕事紹介

- a) 派遣社員に対して、キャリア形成を考慮した仕事への配置や派遣先選択の仕組みがあること
- b) 派遣社員の自律的なキャリア形成を支援するための仕組みがあること
- c) 派遣社員の能力開発が進むように、適切な教育訓練の機会や方法の提供を、派遣先に働きかけていること
- d) 派遣社員の希望や能力、経験に応じて、仕事の難易度を上げたり、仕事の幅を広げたりできるよう、派遣先に働きかけていること

⑤派遣社員の教育研修

- a) 派遣社員に対して、派遣先での就業前に必要な知識に係る教育を実施していること

以下のうち、最低1つを満たしていること

- a) 派遣元事業主自らが、派遣社員の仕事に役立つ教育訓練の機会を提供していること
- b) 派遣社員に対して、外部で受講する教育訓練について費用補助等の支援の仕組みがあること

⑥派遣社員のキャリア情報の管理

- a) 派遣社員の形成した職業能力や業務経験を適切に記録・管理し、本人に対して必要に応じて開示していること

⑦正社員希望者への対応

- a) 派遣社員の正社員転換もしくは直接雇用の希望を把握していること

※雇用契約期間に定めがある派遣社員がいる場合は以下のうち、最低2つを満たしていること

- a) 派遣社員の正社員転換に必要となる技能等を習得するために、派遣就業を通じて必要な経験をする機会を提供していること
- b) 派遣社員の正社員転換に必要となる技能等を習得するために、教育訓練の機会を提供していること
- c) 派遣社員が正社員転換できるように紹介予定派遣の案件を積極的に確保していること
- d) 派遣先での正社員募集の情報を取得し、派遣社員に提供していること
- e) 派遣元事業主が、派遣社員を期間の定めのない雇用とする取組を行っていること

- 6月 指定審査機関の決定
- 7月～8月 シンポジウム、セミナー等の開催
- 10月 申請受付開始
- 11月～2月 審査
- 3月 認定結果の通知・公表

優良派遣事業者認定制度(優良派遣事業者推奨事業)
お問い合わせは…

専用WEBサイト www.yuryohaken.info
専用メールアドレス yuryohaken@j-hr.or.jp